対象防衛関係施設の所在地	千葉県館山市	千葉県館山市	千葉県館山市
対象防衛関係施設の区域	宮城無番地	館合堤下（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字田ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字円坊堀、大字河原木字蓮沼（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字中崎、大字河原木字二階堀、大字河原木字八太郎山官地（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字程ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字見立山（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字谷地畑、桔梗野工業団地二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北インター工業団地一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、小田原台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、高州一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、八太郎三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字浜名谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字日計（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字八太郎山官地（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字谷地畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字中崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字二階堀（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字長田（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字笠名（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字香（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字塩見（次の図面に示す部分に限る。）、館山（次の図面に示す部分に限る。）、沼（次の図面に示す部分に限る。）、富士見及び宮城（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度五十八分四十四秒、東経百三十九度四十八分四十五秒の点 二　北緯三十四度五十九分三秒、東経百三十九度四十八分四十二秒の点 三　北緯三十四度五十九分五十九秒、東経百三十九度四十九分二十四秒の点 四　北緯三十五度〇分三秒、東経百三十九度五十分三十四秒の点 五　北緯三十四度五十九分四十二秒、東経百三十九度五十一分十一秒の点 六　北緯三十四度五十九分二十二秒、東経百三十九度五十一分十四秒の点
対象防衛関係施設の所在地	長崎県大村市	長崎県大村市	長崎県大村市
対象防衛関係施設の区域	今津町十番地	今津町及び森園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	今津町、協和町（次の図面に示す部分に限る。）、古賀島町、桜馬場二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、竹松本町（次の図面に示す部分に限る。）、富の原一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、原口町（次の図面に示す部分に限る。）、松並二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに森園町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十二度五十四分四十八秒、東経百二十九度五十六分三十九秒の点 二　北緯三十二度五十四分三十四秒、東経百二十九度五十六分二秒の点 三　北緯三十二度五十四分四十七秒、東経百二十九度五十五分三十三秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十一　海上自衛隊館山航空基地

一に掲げる点と二に掲げる点及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十度三十四分十九秒、東経百四十一度二十八分五十一秒の点 二　北緯四十度三十四分十四秒、東経百四十一度二十九分十二秒の点
三に掲げる点と四に掲げる点及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯四十度三十三分五十三秒、東経百四十一度二十九分三十秒の点 四　北緯四十度三十三分二十八秒、東経百四十一度二十九分四十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十二　海上自衛隊大村航空基地